

KBA・IBAについて

17 除外区域に設定する「KBA・IBA」について（1）

KBAと他の取り組みの関係

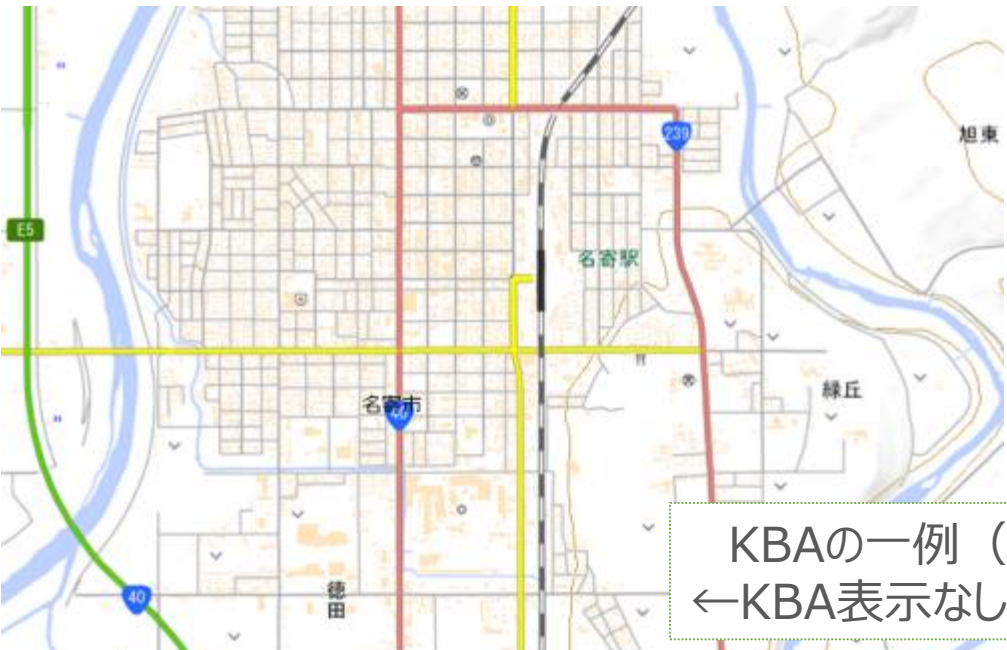
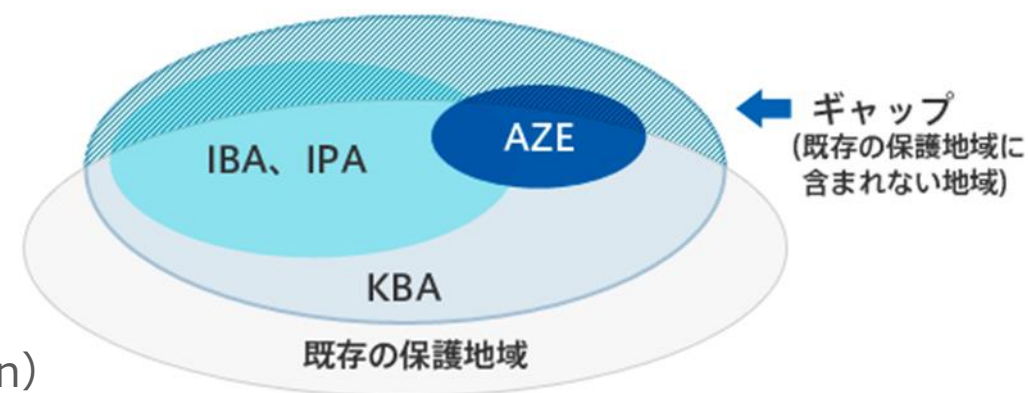
日本野鳥の会選定したIBAに、鳥類以外の分類群も含めた取組みに発展したものがKBAです。

従って、IBAは全てKBAになります。

さらに、分布が1か所に限られる絶滅危惧種が生息している地域は、AZE（Alliance for Zero Extinction）

サイトとして世界中で把握されていますが、これもKBAの条件を満たします。

この他、日本では選定されていませんが、植物についての重要地域であるIPA（Important Plant Area）が選定されている国・地域では、これも同様にKBAに含まれます。



KBAの一例（KBA表示有無）
←KBA表示なし KBA表示あり→

出典：【KBA】1. コンサベーション・インターナショナル作成GISデータ：（1）「KBA地域」情報：KBA地図シェープファイル（ver.2011.11.07）、（2）「保護地域内のKBA」情報：KBA保護地域地図シェープファイル（ver.2011.11.07）（EADAS）
出典：【IBA】1. 公益財団法人日本野鳥の会作成 IBA情報（1）位置情報：シェープファイル（2012年8月）、（2）属性情報：（2013年5月）、2. 参考資料：選定基準：公益財団法人日本野鳥の会 IBA公開Webサイト「IBA」の「選定基準」ページ（平成25年度）（EADAS）

17 除外区域に設定する「KBA・IBA」について（2）



出典：前ページと同様（EADAS）



KBA・IBAとして指定されている区域を除外区域とすべき。

理由：「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の15は「陸の豊かさも守ろう」であるが、その指標の一つ（15.1.2）が「陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のうち保護区で網羅されている割合」である。その中で、KBAは「国際基準で選定された、生物多様性の保全の鍵となる重要な地域」とされ、その地域が保護区で網羅されている割合が同目標の指標と定義されている（外務省・Japan SDGs Action Platform. [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/15/Indicator15.1.2\(metadata\)_ja.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/15/Indicator15.1.2(metadata)_ja.pdf)）。

そもそもKBAは、危機性(世界的に絶滅の危機に瀕した種が生息する地域は重要という考え方)と非代替性(ある種の存続が特定の場所に依存している場合、その場所は重要であるという考え方)という世界で統一された選定基準により選ばれている、国際的にその重要性・保全の必要性が認められている地域である(コンサベーションインターナショナル <http://kba.conservation.or.jp/>)。従って、現在保護区に含まれていないKBAは速やかに保護区として指定することが必要であるが、そのためにもKBAは「地域脱炭素化促進区域」から一律に除外すべきである。

(吉中委員)

KBAを、「考慮対象事項」の環境配慮事項「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」の収集すべき情報に追加し、その他のKBAは考慮対象事項のままで良い。

IBAは、様々な鳥類が対象で、保全の必要性が特に高い区域を選定していることからKBAよりも重要である。

太陽光発電施設と風力発電施設では、市街地を除いて、IBAを除外区域に設定すべき。

(白木委員)

【 検討が必要と思われる影響 】

KBAの境界線は、「生息地を含む既存の保護地域およびIBA、AZEを分断せず、これらの外にある生息地においても自然環境保全基礎調査と自治体の境界線を参考に対象種の生息地を含むように定めた」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパンHPより）ため、名寄駅周辺の住宅地を始めとした宗谷本線沿線、日高山脈から襟裳岬まで、離島全域などの**広範囲が定められている**。

結果として、住宅や商店、工場の設置が可能な区域において再生可能エネルギー施設（促進区域設定）の検討ができないことになり得る。

人の居住地や開発地域、島の全域若しくは島・行政区域の大半が①除外区域になる市町村が発生する。

IBAでは、**行政区域の全域が①除外区域になる市町村、島全体が①除外区域になる市町村が発生する。**

【 取りまとめ案 】

KBAは、生物を保全するために生息域や移動経路なども区域に指定され、人の居住地もKBAに指定されるなど最大限の範囲（バッファゾーン）が指定されていることなどから、再エネ事業に応じて現地判断する考慮対象事項に設定してはいかがか。

IBAは、太陽光発電施設及び風力発電施設では、市街地を除いて、IBAを①除外区域に設定してはいかがか。太陽光・風力発電施設以外の施設では、IBAを考慮対象事項に設定してはいかがか。

KBAとIBAの扱いをこのように分けることについて、ご審議をお願いいたします。

風力発電における 鳥類のセンシティブティマップについて

風力発電における鳥類のセンシティブティマップとは

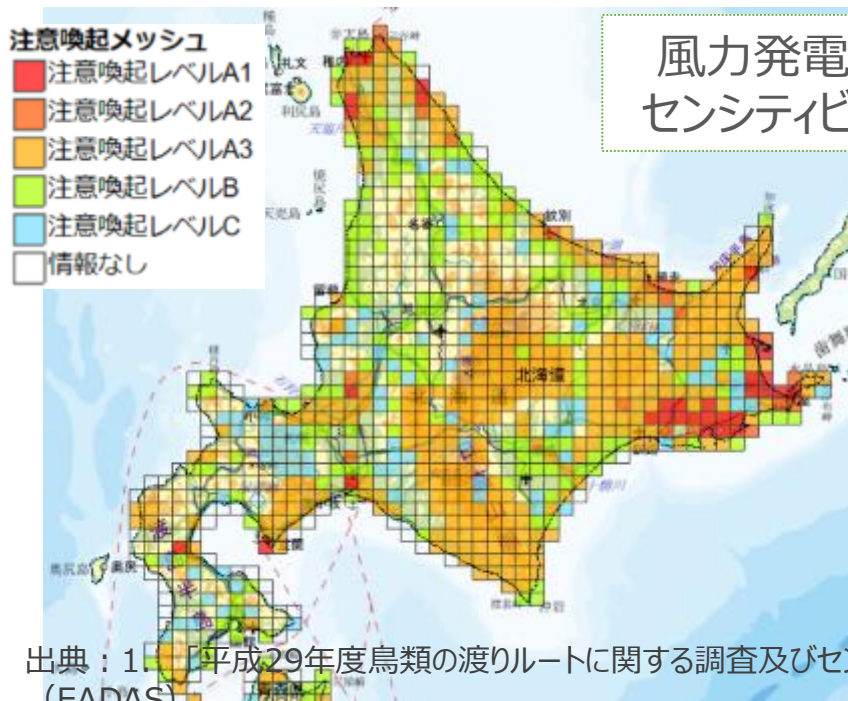
風力発電における鳥類のセンシティブティマップとは、風力発電の設置によりバードストライク等の鳥類への影響が懸念される区域を、集団繁殖地や鳥類の分布情報等から、日本の沿岸域における風力発電に対する鳥類への影響を、二次メッシュ単位で評価したものです。

「注意喚起メッシュ」は10kmメッシュの図面で、「鳥類の渡りルート」は地図上にラインで表示しています。

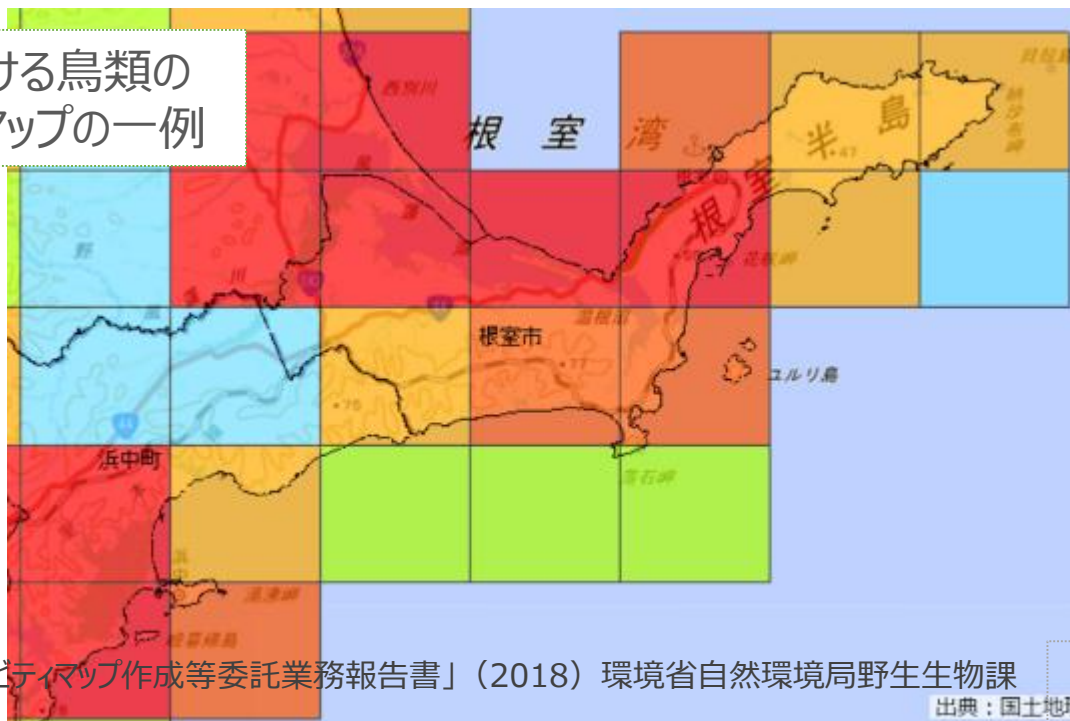
センシティブティマップは注意喚起を行うものであり、建設してはいけない場所を示した地図ではありません。

注意喚起レベルで「情報なし」としたメッシュは、重要種が分布しておらず、集団飛来地もないことから注意喚起レベルが低いと評価された場合だけでなく、もともと鳥類の生息状況の情報そのものがない場合も含まれるため、「情報なし」のメッシュであっても、環境影響評価の手続きにおいては十分な調査を実施してください。

注意喚起レベルを表示したメッシュは、重要種や集団餌場・集団時は必ずしもメッシュ内の全面に分布しているわけではなく、メッシュ内のごく一部にだけに分布している場合も含まれます。



風力発電における鳥類のセンシティブティマップの一例



【委員意見】

「風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップ」に基づく「鳥類への影響を考慮すべき区域」を除外区域とすべき。
理由：風力発電施設の計画策定にあたっては、「環境アセスメントデータベースEADAS」で公開されている「風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップ」に基づき、「鳥類への影響を考慮すべき区域」として「注意喚起メッシュ」が示されている。「注意喚起」が必要な区域に「地域脱炭素化促進区域」を設定することは不適切であり、「地域脱炭素化促進区域」から**一律に除外すべき**である。
(吉中委員)

【委員意見】

「風力発電における鳥類のセンシティブティマップ」における**レベルA3以上は、原則除外**にする。

それ以外は、確実な生息地情報を得た上で、**専門家に確認して影響のある範囲を除外**する。

(= 考慮対象事項に設定した上で、市町村が促進区域を設定する際に専門家などに意見を聴取して区域を検討すると同義と思われる。)
(白木委員)

【検討が必要と思われる影響】

風力発電事業における鳥類の**センシティブティマップの作成目的**は、「自然環境の保全と再生可能エネルギー導入の両立を図るため、センシティブティマップを作成することで、**自然環境に配慮した再生可能エネルギーの適切な導入を加速する。**」であり、その内容は「**センシティブティマップは注意喚起を行うものであり、建設してはいけない場所を示した地図ではない。**」(環境省HPより)となっているため、地域や事業者が十分に調査・検討するといった趣旨にそぐわない。

センシティブティマップの「注意喚起」は、**10km単位のメッシュで表示されているため、机上や現地で詳細区域がわからない**という声が出ている。

【取りまとめ案】

センシティブティマップを考慮対象事項に設定し、「適正な配慮の考え方」に「**注意喚起レベルA3以上の区域は、再エネ事業の実施を避ける。**」「**やむを得ず当該地を避けられない場合や注意喚起レベルA2以下の区域は、確実な生息地情報を得た上で、専門家に確認して影響のある範囲を除外する**」としてはいかがか。

センシティブティマップの扱いをこのように分けることについて、ご審議をお願いいたします。

考慮対象事項について

[風力発電施設]

②	区分	環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
			収集すべき情報	情報の収集方法	
考慮対象事項	に生関物すの多事様項性の確保及び自然環境の体系的保全	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<p>@収集すべき情報は、①予定地やその周辺の生息生物情報と②考慮すべき区域であろうと思われる。</p> <p>下記では混在しているため、両者を分けて記載した方がわかりやすいと思います。また、基礎調査の報告書などは、収集方法になるのでは？</p> <p>a) 国指定鳥獣保護区の特別保護地区以外の地区 b) 道指定鳥獣保護区の特別保護地区以外の地区 c) 緑の回廊 d) 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ（風力発電に限る） e) 保護水面・資源保護水面 f) 自然環境保全基礎調査（動物）？文献？ g) IBA ⇒除外すべき</p>	<p>a) 環境省HP b) 北海道HP c) 林野庁HP d) 環境省HP e) 水産庁HP / 北海道HP f) 環境省HP g) 野鳥の会HP h) 野鳥の会HP i) 環境省HP / 北海道HP j) 環境省HP / 北海道HP a～j) 文献その他資料、地域の博物館等の紀要、野鳥の会支部報・ウェブサイト / 野鳥の会支部等地域の有識者、大学や研究機関の科学的</p>	<p>●希少鳥類の生息地や海鳥等の集団繁殖地が含まれる、IBA, マリンIBA, KBA, 鳥類の主要な渡り経路や海鳥コロニー周辺（除外範囲は専門家に確認）において、風力事業は促進事業として不適。除外とすべき</p> <p>●風力発電における鳥類のセンシティブティマップにおけるレベル3は原則除外、もしくは確実な生息地情報を得た上で、専門家に確認して影響のある範囲を除外</p> <p>●環境省種の保存法および国内希少野生動植物種に指定された鳥類およびレッドリスト絶滅危惧IB類, IA類のうち、北海道として保全の必要性が高い種および風車への脆弱性が認められる種への対応を各種の有識者に確認するなどして、明記すべき。</p> <p>例1) オジロワシ（留鳥）繁殖地：風車の規格、施設の規模によらず（文献1～4） * 営巣木（代替巣含む）から半径1km以内*の範囲は除外（資料1, 2） * 営巣木（代替巣含む）から半径2km以内*の範囲を原則除外（資料1, 2）, もしくは方法書以降の繁殖期2回以上を含む通年の調査において、巣立ち後幼鳥も含む高頻度利用域、主要な餌場・埒、あるいは営巣木と餌場・埒等の移動路を含む場所を除外</p>

(続く)

(白木委員)

[風力発電施設]

②	区分	環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
			収集すべき情報	情報の収集方法	
			KBA⇒除外スベキ h) マリンIBA⇒除外スベキ i) レッドリスト掲載種 (⇒営巣地や重要な生息地は除外スベキ) j) 指定希少野生動植物種 (⇒営巣地や重要な生息地は除外スベキ) k) 海鳥コロニーの分布⇒除外スベキ m) 周辺 (**km 以内) における既存または計画・建設中の風力発電施設	知見者や関係部局等からの聴取 a～i) EADAS 全国鳥類繁殖分布調査報告 (2016-2022) l) 全国鳥類越冬分布調査報告 (2016-2022) 海鳥コロニーデータベース https://www.sizenken.biodic.go.jp/seabirds/	例2) オジロワシ・オオワシ生息地 (繁殖地以外の生息地 (中継地, 越冬地等) : 風車の規格, 施設の規模によらず (文献1～4) * 生息情報の得られた区域において, 海岸から500m以内の範囲はできる限り除外 (文献2, 3, 4)。それ以外の保全対策や, 生息情報がセンシティブティマップ等におけるメッシュ情報等のみで生息場所が明確でない場合は, 方法書以降の詳細な調査結果に基づき, 採食場や埒, 局所的な移動経路等およびその周辺への建設を避けること。 @北海道では, タンチョウやチュウヒ等の鳥類に対する対応の明記は必要と考える。コウモリに対する言及も必要と思われる。 ● 累積的影響⇒動物以外の項目についても必要と思われます。既に風車が乱立する北海道では必須とすべきことから, 基準案として以下のような見解を求めることが望ましいと思います。 該当区域が保全すべきレッドリスト掲載種の生息地や渡り経路等であり, ** km以内 (要検討) に既存, 計画中の風力発電施設がある場合は, その全容を示し, 方法書以降において実施する累積的な影響の査定, 評価に対する見解を示すこと。

(続く)

(白木委員)

[風力発電施設]

(白木委員)

②	区分	環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
			収集すべき情報	情報の収集方法	
					<p>●事後調査（バードストライクについては文献5, 6）⇒法アセスでは実施も結果の公表も義務化されていないため、なかなか現状が明らかではない。促進区として設定するのであれば、バードストライク以外も含めて不確実性のある項目については事後調査を義務づけるべきと考えます。そのため、基準案には以下のような基準を含めることが望ましいと思います。</p> <p>方法書以降において実施する影響評価において、鳥類への影響の程度に不確実性がある場合は、環境省の手引きや最新の文献の情報、有識者の助言をふまえ、適切な手法・期間を設定した上で事後調査を実施すること。事後調査において希少種の風車衝突事故や障壁効果等による悪影響が確認された場合は、専門家と共に原因を調査し、柔軟な運用や工夫や移設等も含めた確実な悪影響回避措置をとること。また、事後調査の結果については北海道のほか、要請のあった場合には地域住民にも情報を開示すること。</p>

[提案の背景]

オジロワシとオオワシを取り上げる必要性の理由

・オジロワシは日本で最も風車衝突事故が発生している国内希少種であり、そのほとんどが北海道内で発生している（文献1～4）。また、報告されている衝突件数は、事後調査不履行、スカベンジャーによる衝突死骸の持ち去りや消失等により、実際に発生している事故の一部に過ぎず、より多くの個体が事故死していることは明らか（文献5, 6）。

・法アセス義務化後も事故の発生は継続して発生おり（文献1～4）、現行の法アセスによる評価では衝突事故の回避は達成できていない。また、風車3基の施設で最も多くの事故が確認されていることや（文献3, 4）、あるいは近年増大している小型風車での事故確認事例が増加していることから（文献1, 2）、風車衝突事故の発生は、施設の規模や風車の大きさにより回避できるものではない。むしろ、立地が重要である。

・オジロワシ繁殖地のほとんどは北海道にあり、渡り鳥のオオワシ、オジロワシも多くは北海道で越冬する。北海道の繁殖集団はほぼ閉鎖個体群であることがわかっており、後者は日露渡り鳥条約等における保護対象種となっていることから、両種に関しては、北海道による独自の保全策が非常に重要であり、衝突事故や生息妨害が発生するような区域を北海道が「促進区」として選定することは、避けなければならない。

以上のことから、北海道の自然的条件の特性のひとつとして、国際的な渡り鳥であり、国内希少野生動物種であり、水域生態系の頂点種であるオジロワシ、オオワシを取り上げることは適切であると考えます。その他の影響をうけやすい北海道ならではの希少種や重要種、越境的な渡り鳥、影響を受けやすい種についても、きめ細かな対応が望まれる。

[適正な配慮のための考え方]

(白木委員)

- 「環境省種の保存法および国内希少野生動植物種に指定された鳥類およびレッドリスト絶滅危惧IB類、IA類のうち、北海道として保全の必要性が高い種および風車への脆弱性が認められる種への対応を各種の有識者に確認するなどして、明記すべき」と次のように審議のご提案
 - 例) オジロワシ (留鳥) 繁殖地：風車の規格、施設の規模によらず
 - * 営巣木 (代替巣含む) から半径1km以内*の範囲は除外
 - * 営巣木 (代替巣含む) から半径2km以内*の範囲を原則除外、もしくは方法書以降の繁殖期2回以上を含む通年の調査において、巣立ち後幼鳥も含む高頻度利用域、主要な餌場・埒、あるいは営巣木と餌場・埒等の移動路を含む場所を除外
 - @北海道では、タンチョウやチュウビ等の鳥類に対する対応の明記は必要と考える。コウモリに対する言及も必要と思われる。
- 「累積的影響」について、次のように記載・審議のご提案
「該当区域が保全すべきレッドリスト掲載種の生息地や渡り経路等にあり、* * km以内 (要検討) に既存、計画中の風力発電施設がある場合は、その全容を示し、方法書以降において実施する累積的な影響の査定、評価に対する見解を示すこと。」
- 「事後調査」について、次のように記載・審議のご提案
法アセスでは実施も結果の公表も義務化されていないため、なかなか現状が明らかではない。
促進区として設定するのであれば、バードストライク以外も含めて不確実性のある項目については事後調査を義務づけるべきと考え、以下のような基準案を提示。
「方法書以降において実施する影響評価において、鳥類への影響の程度に不確実性がある場合は、環境省の手引きや最新の文献の情報、有識者の助言をふまえ、適切な手法・期間を設定した上で事後調査を実施すること。事後調査において希少種の風車衝突事故や障壁効果等による悪影響が確認された場合は、専門家と共に原因を調査し、柔軟な運用や工夫や移設等も含めた確実な悪影響回避措置をとること。また、事後調査の結果については北海道のほか、要請のあった場合には地域住民にも情報を開示すること。」